

令和4年度 公表

人事行政の運営等の状況について

令和3年度の人事行政の運営等について、次の項目に整理し公表します。

- ① 職員の任免及び職員数に関する状況
- ② 職員の競争試験及び選考の状況
- ③ 職員の給与の状況(別紙3)
- ④ 職員の定員管理の状況(別紙3)
- ⑤ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- ⑥ 職員の分限及び懲戒処分の状況
- ⑦ 職員のサービスの状況
- ⑧ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- ⑨ 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況（令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日）

職 種	R3. 4. 1現在	退職者数	採用者数	職種変更等	R4. 4. 1現在
一般行政職	253 人	11 人	5 人	5 人	252 人
技術職	9 人	人	人	1 人	10 人
保健師	13 人	人	人	人	13 人
保育士	28 人	2 人	5 人	△ 1 人	30 人
社会福祉士	2 人	人	人	人	2 人
管理栄養士	2 人	人	人	人	2 人
技能労務職	16 人	1 人	人	△ 2 人	13 人
合 計	323 人	14 人	10 人	3 人	322 人

*佐久広域連合[3人]、浅麓環境施設組合(一部事務組合)[1人]、水みらい小諸[5人]への派遣者は含みません。

*特別職は含みません。

*主査以上は一般行政職へ含まれます。(保健師、保育士は係長から)

(2) 事由別退職者数（令和3年度）

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	出向等	計
9 人	0 人	4 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	14 人

(3) 部門別職員数（各年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	部 門	職員数										増減数 H25→R4
		25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	
一般行政部門	議 会	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0
	総 務	60	65	67	67	63	63	67	69	72	65	5
	税 務	25	25	24	24	23	22	21	22	21	21	△ 4
	労 働	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1
	農 林	20	20	18	18	20	19	19	20	18	18	△ 2
	商 工	8	8	8	11	10	10	10	11	11	11	3
	土 木	32	28	28	28	29	31	30	29	30	33	1
	民 生	61	61	61	57	57	57	58	57	58	60	△ 1
	衛 生	27	27	28	28	28	30	26	29	26	26	△ 1
	小 計	239	240	240	239	236	238	238	244	243	241	2
特別行政部門	教 育	51	50	49	47	46	47	46	45	50	51	0
	小 計	51	50	49	47	46	47	46	45	50	51	0
	普 通 会 計 計	290	290	289	286	282	285	284	289	293	292	2
公営企業等会計部門	水 道	19	19	19	19	18	18	16	6	5	5	△ 14
	下 水 道	10	9	9	8	8	8	9	9	9	9	△ 1
	そ の 他	16	15	15	17	17	15	14	15	16	16	0
	小 計	45	43	43	44	43	41	39	30	30	30	△ 15
	合 計	335	333	332	330	325	326	323	319	323	322	△ 13

注) 1 各年における総務省の定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 平成26年までは教育長を含みます。

② 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況（令和3年度実施）

試験区分	受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争率 (A/B)
行政 I	20 人	4 人	5.0 倍
保育士 I	4 人	2 人	2.0 倍
行政 II	10 人	3 人	3.3 倍
行政 III	0 人	0 人	- 倍
行政 IV	1 人	0 人	- 倍
保育士 II	6 人	3 人	2.0 倍
合計	41 人	12 人	3.4 倍

※ 合格者には補欠合格を含む

(2) 選考採用の実施状況（令和3年度実施）

実施なし

◎令和3年度中の退職者は14人、令和4年4月1日には10人が新規採用されました。
また、再任用職員として定年退職者のうち6人が再任用となり、再任用職員のうち3人が退職し、任期付職員1人の任期が切れました。また、水みらい小諸に派遣されていた職員4人がもどり、3人が派遣されたため、昨年度に比べ合計1人の職員数の減となり、市長・副市長・教育長を除く職員数は322人(会計年度任用職員除く)となっています。

◎令和2年度に定員管理計画を制定しましたが、令和5年度より施行される定年延長制度を見据え、適正な人員配置に努めます。

⑤ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

*学校における勤務時間、休憩時間及び休息時間については、校長が別に定めています。

(2) 休暇及び休業の状況

休暇は有給休暇と無給休暇に分かれ、有給休暇には事由を限らない年次休暇と、結婚、忌引、ボランティア活動など特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。

休業は比較的長期に渡って勤務を免除するもので、育児や介護のための休業があり、いずれも無給となります。

ア 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	11,439 日	3,722 日	296 人	12.6 日	32.5 %
令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	11,465 日	3,541 日	295 人	12.0 日	30.9 %

(年間を通じて勤務した職員を対象としています。育休者、途中退職等の職員は含みません。)

療養休暇 (連続30日以上)	延取得者数
	5 人

イ 休業の取得状況

育児休業・ 部分休業	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	令和3年度中に新たに 育児休業が取得可能と なった職員
男	0 人	0 人	0 人	5 人
女	15 人	0 人	0 人	6 人
計	15 人	0 人	0 人	11 人

*前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

エ 時間外(超過)勤務の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度比
時間外勤務時間 (1人当たり)	91.4 h	75.8 h	95.8 h	126.4%

*休日勤務を含む。

⑥ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限及び懲戒処分の状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能力維持及び適正運営確保のために行われるのもです。

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行なわれるものです。

ア 分限処分数

(人)

分限の種類・処分事由		降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	/	/	0	/
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	5	/	0	/
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0	/	/	0	/
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0	/	/	0	/
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	/	/	0	/	0	/
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項	/	/	0	0	0	/
計		0	0	0	0	0	/
地公法第28条第4項により失職した者		/	/	/	/	/	0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者		/	/	/	/	/	0

*同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

*休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行なわれたものとみなして計上しています。

イ 懲戒処分数

(人)

分限の種類・処分事由		戒告	減給	停職	降給	計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	1	0	1	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0

*同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

⑦ 職員のサービスの状況

(1) サービスの状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

ア 職員のサービス違反

(人)

区分	内容	処分等者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命件者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		3

イ 営利企業等の従事許可

許可件数	主な従事内容
2	衆議院議員選挙 期日前投票業務 太陽光発電

⑧ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実績（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区分	研修対象	研修内容	研修期間	人員
人事評価研修	管理監督職	人事評価制度の基礎的理解 新制度概要と目標設定訓練研修	10月4～6日	98
	一般職員	人事評価制度の基礎的理解・新制度概要	10月11～13日	193
	係長及び業務精通者	部署別基準課業一覧表作成研修	11月1～2日	104
	管理監督職	評価者訓練(基礎コース)研修	2月7～20日	99
	4講座			
階級別研修	新規採用職員	新規採用職員研修	4月1日	12
	新規採用職員	新規採用職員研修操作等研修	4月6日	12
	新規採用職員	新規採用職員研修「市長講話」	4月22日	12
	課長職	新規採用職員メンター制度所属長研修	4月26日	7
	新規採用職員、メンター職員	新規採用職員メンター制度研修	5月17日	24
	新規採用職員	新規採用職員研修(前期課程)	5月25日	12
	入庁から14年・15年の職員	中堅職員研修	6月1日	7
	課長・係長級職員	アウトソーシング研修	6月30日	37
	係長職	係長研修	7月28日	6
	係長級女性職員	女性職員リーダービジョン研修	8月6日	2
	女性管理職	レジリエンス研修	8月20日	3
	新規採用職員	新規採用職員研修(後期課程)	9月9日	11
	係長以上職員	コンプライアンス研修	9月16日	4
	係長以上職員	部下育成支援のコミュニケーション研修	9月22日	1
	入庁から5年の職員	一般職員研修	10月8日	8
	新規採用職員	ゲートキーパー養成講座	10月13日	5
	新規採用職員	新規採用職員人権同和教育研修	10月14日・11月11日	12
	管理監督職	カウンセリング・マインド研修	10月27日	2
	部長・課長職相当	部課長研修	11月16日	4
	新規採用職員	新規採用基礎研修	12月15日・16日	12
	新任係長	会計処理事務研修	1月12日	14
	新規採用職員予定者	新規採用職員予定者事前研修	3月7日・25日	12
	23講座			
	担当職員(企画課)	長野県市町村電子自治体推進職員研修 「超入門・情報システムの基礎研修」	5月11日	1
	担当職員(企画課)	長野県市町村電子自治体推進職員研修 「セキュリティ総合研修」	5月19・20日	1
	担当職員(農林課)	橋梁 MAE養成講座	5月28日・6月7・8日	1
	担当職員(高齢福祉課)	社会福祉主事資格認定通信課程	6月1日～3月31日	2
	担当職員(建設課)	土木一般研修 基礎(技術Ⅰ)講座	6月11日	1
	担当職員(建設課)	土木一般研修 基礎(技術Ⅱ)講座	6月18日	1
	担当職員(税務課)	税務職員初任者研修	6月14・15日	4
	担当職員(企画課)	長野県市町村電子自治体推進職員研修 「情報システムの活用とDXの推進研修」	7月29日	3

専門研修	担当職員(監査事務局)	監査事務研修	8月24日	1
	担当職員(農林課)	政策形成に活かす統計活用研修	8月26・27日	1
	担当職員(財政課・下水道課ほか)	財務諸表研修	8月30日	8
	担当職員(企画課)	長野県市町村電子自治体推進職員研修 「ICT構想・企画立案研修」	9月8日	3
	担当職員(総務課)	人事・給与初任者管理事務研修	9月17日	1
	担当職員(建設課)	土木専門研修 道路舗装	9月24日	1
	担当職員(危機管理課・スポーツ課)	ファシリテーション研修	9月28・29日	2
	担当職員(建設課)	土木専門研修 コンクリート	10月7日	1
	担当職員(例規審査委員)	法制執務(応用)研修	10月19・20日	2
	担当職員(収納管理室・建設課)	折衝力・交渉力研修	10月21・22日	2
	担当職員(建設課)	土木一般研修 中級(全般)	10月22日	1
	担当職員(会計課・厚生課ほか)	佐久地域定住自立圏人材育成部会合同事業 「メンタルタフネス研修」	10月22日	3
	担当職員(高齢福祉課)	パワーポイントを活用した資料づくり研修	11月5日	1
	担当職員(税務課)	住民税事務研修	11月9日	3
	担当職員(収納管理室)	税務管理・徴収事務研修	11月11日	1
	担当職員(指定管理施設所管課)	指定管理施設に係る労務管理研修会	11月11日	20
	担当職員(市民課)	CS・接遇力向上研修	11月15日	1
	担当職員(建設課)	土木専門研修 トンネル	11月19日	2
	担当職員(労働安全衛生委員)	策広域連合市町村職員人材育成事業 「メンタルヘルス研修」	11月19日	5
	担当職員(税務課・市民課ほか)	佐久地域定住自立圏人材育成部会合同事業 「タイムマネジメント研修」	11月26日	2
担当職員(危機管理課)	防災と危機管理研修	12月9・10日	2	
29講座				77
その他	インターンシップ	佐久大学看護部 地域看護学実習	7月5日～7月21日	3
		小諸看護専門学校看護論実習	12月7日～3月9日	13
		上田女子短期大学 観光行政と観光局の事業概要研修	3月9日～11日	1
		上田女子短期大学 広報・PR事業の概要と広報紙の作成研修	3月22日～24日	1

(2) 勤務成績の評定の状況

平成22年度より全職員に勤務評定を実施しています。

⑨ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

職員の健康管理のための各種健康診断を実施するとともに職員の心の健康づくりのためのメンタルヘルス事業も実施しています。

ア 定期健康診断

生活習慣病検診 (健康スクリーニング・人間ドック等)	297 人
-------------------------------	-------

検診名	受診者数	対象者
胸部らせんCT検診	79	40歳以上（希望者）
結核・肺がん検診	134	全職員
喀痰検診	0	希望者
胃検診	70	30歳以上（希望者）
乳房検診	21	40歳以上（偶数年齢希望者）
子宮頸部がん検診	25	20歳以上（偶数年齢希望者）
人間ドック	81	30歳以上（希望者）

(2) 小諸市職員共済会の掛金・補助金（令和3年度決算数値より）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

補助対象会員数	341 人
厚生事業分担金	0 千円
会員掛金（0.3%）	3,844 千円
助成金（公費補助率50%）	2,563 千円

(3) 公務災害の認定状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行なっています。

区分		職員数	
公務災害	負傷	2	人
	（死亡）	0	人
	疾病	0	人
	（死亡）	0	人
通勤災害		0	人
	（死亡）	0	人
合計		3	人
	（死亡）	0	人

*死亡事案の件数は内数です。

*公務外・通勤災害非該当は含みません。

(4) 措置請求、不服申立ての状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区分		前年度 未処理件数	要求及び 申立て件数	処理件数	今年度 未処理件数
措置請求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
不服申立て	分限処分	0	0	0	0
	懲戒処分	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0

※小諸市等公平委員会より